

# E i w a N e w s

寄附金税制

平成 20 年 9 月  
( No. 038 )

近年、行政改革の一環で、様々な法改正が行われています。  
公益法人制度もそのひとつで、110 年ぶりの抜本的な改正となります。  
また、これに伴い、平成 20 年度の税制改正で税制面での対応も取られております。  
今回は、寄附金に関する税制について、公益法人制度や税制の改正点を交えてご紹介いたします。

## 1. 公益法人制度改革

公益法人制度が 110 年ぶりに大きく改正され、新しい法律が今年 12 月 1 日に施行されます。  
新しい法律は、主に、

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、<br>登記のみで法人格を取得できる。(一般社団・財団法人)  |
| (2) | 公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、<br>申請して、公益社団・財団法人の認定を受けることができる。   |
| (3) | 現行の民法上の社団法人・財団法人(特例民法法人)は<br>平成 25 年 11 月 30 日までに、一般社団・財団法人あるいは、<br>公益社団・財団法人のどちらかに移行しなければならない。<br>(移行しなければ解散) |

ということを定めています。

一般社団・財団法人が簡単に作れる一方、公益認定を受けるためには、組織、収支状況、事業内容等について様々な基準を満たす必要があります。

公益認定を受けるのは非常に困難ですが、認定を受けた場合には税制上の優遇措置が受けられます。

※改正点…公益社団・財団法人は、公益目的事業につき法人税が非課税とされました。

## 2. 寄附金税制

### ◎ 法人が寄附する場合

法人が支出する寄附金については、当該法人および寄附金の種類により、損金算入限度額の計算が異なります。

#### (ア) 普通法人等が寄附する場合

- ① 指定寄附金(国、地方公共団体等に対する寄附金) → 全額損金
- ② 一般の寄附金  
→ 損金算入限度額 = (所得金額 × 2.5 / 100 + 資本金等の金額 × 2.5 / 1,000) × 1 / 2
- ③ 特定公益増進法人に対する寄附金《一般寄附金とは別枠》  
→ 損金算入限度額 = (所得金額 × 5 / 100 + 資本金等の金額 × 2.5 / 1,000) × 1 / 2

※改正点…上記③の損金算入限度額につき、所得基準が所得金額の 5/100 になりました。

(イ) 公益社団法人・公益財団法人が寄附する場合（特例民法法人も同様）

- ① 指定寄附金（国、地方公共団体等に対する寄附金） → 全額損金
- ② 一般の寄附金  
→ 損金算入限度額＝所得金額×50／100（特例民法法人の場合 20／100）
- ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 → 一般の寄附金と同じ扱い

※改正点・・・公益社団・財団法人が、特定公益増進法人に含まれました。

◎ 個人が寄附する場合

(ア) 所得税

個人が、財産を法人に寄附した場合には、寄附した時の時価で譲渡があったものとみなされて、取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます。

しかし、公益法人に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものは非課税とする制度が設けられています。

※改正点・・・公益社団・財団法人が、対象となる公益法人に含まれました。

(イ) 相続税

相続により取得した財産を国又は地方公共団体等の一定の者に寄附した場合には、当該寄附した財産の価額は、相続税の計算上、課税価格に算入しないこととされています。

※改正点・・・公益社団・財団法人が、「一定の者」の範囲に含まれました。

◎ 被災者に対する義援金

被災者に対する義援金は、通常、日本赤十字社等を通じて寄附されますが、国内の災害であれば、大半は募金趣意書等でそののち被災地の地方公共団体に拠出されることが明らかにされていますので、指定寄附金に該当することとなります。

一方、海外の災害に対する義援金は、直接海外の募金団体に寄附する場合はもちろん、日本赤十字社等を通じて寄附しても、その拠出先が海外ですので、それだけでは指定寄附金に該当しません。

ただし、日本赤十字社は特定公益増進法人ですので、特定公益増進法人に対する寄附金として取り扱うことができます。

ご不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお気軽にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。